

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 12    | 税の収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、税の収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

滝沢市長

## 公表日

令和3年9月1日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 税の収滞納管理に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <p>地方税法及び条例等に基づき、固定資産税、個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税の収納管理事務を行う。また、各納期限までに納付のなかった者に対し、督促、調査、滞納処分などの滞納整理事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収納金の管理</li> <li>2. 過誤納金の還付又は充当及び通知</li> <li>3. 口座振替の管理</li> <li>4. 督促状等の発行及び通知</li> <li>5. 納税交渉及び財産調査、滞納処分の管理</li> <li>6. 執行停止及び不納欠損の管理</li> <li>7. 税の納付状況に関する証明書等の発行</li> </ol>  |
| ③システムの名称                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収納管理システム</li> <li>2. 滞納管理システム</li> <li>3. 固定資産税システム</li> <li>4. 個人住民税システム</li> <li>5. 軽自動車税システム</li> <li>6. 法人住民税システム</li> <li>7. 国民健康保険税システム</li> <li>8. 国民健康保険資格システム</li> <li>9. 申告支援システム</li> <li>10. 共通基盤連携サーバー</li> <li>11. 住民基本台帳システム</li> <li>12. 宛名管理システム</li> <li>13. 税宛名管理システム</li> <li>14. 団体内統合宛名システム</li> <li>15. 中間サーバー</li> </ol> |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 1. 収納情報ファイル              |  |
| 2. 滞納情報ファイル              |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項～同条第5項、別表第一の16項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> </ol>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>(情報照会の根拠)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、10号、13号から17号、別表第二の27項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</li> </ol> <p>(情報提供の根拠)<br/>なし</p>   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 企画総務部収納課   |
| ②所属長の役職名                 | 収納課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 滝沢市 企画総務部総務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6558  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 滝沢市役所 企画総務部収納課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6573  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年7月31日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年7月31日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |  |   |  |  |
|--|--|--|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |   |  |  |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |  |  |   |  |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |  |  |   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |  |  |   |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |  |  |   |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                  |  |  |   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      |  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |  |
| 8. 監査  |  |  |   |  |  |
| 実施の有無  |  | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査                                     |   |  |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   |  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |  |  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                     | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                           |
|------------|--|--|--|------|-------------------------------------|
| 平成29年4月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長    | 収納課長 井上 裕司   | 収納課長 正木 賢  | 事後   | 人事異動による変更。                          |
| 令和1年6月30日  | I .5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名           | 収納課長 正木賢   | 収納課長   | 事後   | 様式変更により訂正したもの。                      |
| 令和1年6月30日  | I .3.法令上の根拠                            | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>・第9条第1項<br>・別表第一の16項  | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>・第9条第1項～同条第5項<br>・別表第一の16項        | 事後   | 様式変更時に合わせて訂正したもの。                   |
| 令和1年6月30日  | I .4.②法令上の根拠                           | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>・第19条第7号<br>・別表第二の27項 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>・第19条第7号、9号、12号から16号<br>・別表第二の27項 | 事後   | 様式変更時に合わせて訂正したもの。                   |
| 令和1年6月30日  | IIしきい値判断項目 1.対象人数                      | 平成27年8月31日時点   | 令和元年5月31日時点  | 事後   | 様式変更に伴い再度実施したもの。                    |
| 令和1年6月30日  | IIしきい値判断項目 2.取扱者人数                     | 平成27年8月31日時点   | 令和元年5月31日時点  | 事後   | 様式変更に伴い再度実施したもの。                    |
| 令和1年6月30日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先   | 滝沢市役所 企画総務部人事課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-684-2111                    | 滝沢市 企画総務部総務課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6558                                  | 事後   | 課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。 |
| 令和1年6月30日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 滝沢市 健康福祉部保険年金課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-684-2111                    | 滝沢市 健康福祉部保険年金課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6530                                | 事後   | 直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。       |
| 令和1年6月30日  | IV.リスク対策                               | 記載事項なし   | リスク対策の実施状況を追加  | 事後   | 様式変更により追加したもの。                      |
| 令和2年10月16日 | IIしきい値判断項目 1.. 対象人数                    | 令和元年5月31日時点  | 令和2年10月15日時点   | 事後   | 再評価実施により再度実施したもの。                   |
| 令和2年10月16日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者人数                    | 令和元年5月31日時点  | 令和2年10月15日時点   | 事後   | 再評価実施により再度実施したもの。                   |
| 令和2年10月16日 | 変更箇所                                   | 滝沢市 健康福祉部保険年金課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6530                    | 滝沢市役所 企画総務部収納課<br>岩手県滝沢市中鵜飼55番地<br>019-656-6573                                | 事後   | 再評価実施に伴い訂正したもの。                     |

| 変更日      | 項目                               | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                   |
|----------|----------------------------------|--|---|------|-----------------------------|
| 令和3年9月1日 | 表紙 プライバシー等の権利利益の保護の宣言            | 滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 滝沢市は、税の収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。                     | 事後   | 記載内容の見直しに伴い修正したもの。          |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用 法令上の根拠      | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>・第9条第1項～同条第5項<br>・別表第一の16項  | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項～同条第5項、別表第一の16項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条   | 事後   | 記載内容の見直しに伴い修正したもの。          |
| 令和3年9月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>・第19条第7号、9号、12号から16号<br>・別表第二の27項   | (情報照会の根拠)<br>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、10号、13号から17号、別表第二の27項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条<br>(情報提供の根拠)<br>なし | 事後   | 番号法の改正及び記載内容の見直しに伴い修正したものの。 |
| 令和3年9月1日 | IIしきい値判断項目 1.. 対象人数              | 令和2年10月15日時点   | 令和3年7月31日時点   | 事後   | 番号法の改正に伴う修正に伴い再度実施したものの。    |

| 変更日      | 項目                 | 変更前の記載       | 変更後の記載      | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|----------|--------------------|--------------|-------------|------|-------------------------|
| 令和3年9月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者人数 | 令和2年10月15日時点 | 令和3年7月31日時点 | 事後   | 番号法の改正に伴う修正に伴い再度実施したもの。 |